

## 倉吉市中心市街地活性化基本計画検討委員会会議開催要綱

(開催)

第1条 倉吉市の中心市街地再生のための計画である倉吉市中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、倉吉市中心市街地活性化基本計画検討委員会会議（以下「会議」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 会議は、基本計画を策定するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 基本計画の方針、区域、目標等に関すること。
- (2) 倉吉市総合計画その他既存の計画を踏まえた各種施策及び事業メニューに関すること。
- (3) その他基本計画の策定に関すること。

(会議に招へいする者)

第3条 市長は、会議に次に掲げる者のうちから市長が指定する者を招へいする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民を代表する者
- (3) 商業者
- (4) 文化、観光、福祉等の関係者

(会議の開催時期)

第4条 会議は、平成27年6月30日までの間に開催する。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に招へいされた者（以下「委員」という。）は、その互選により、会議の委員長及び副委員長各1人を選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(運営)

第6条 会議は、市長が開催し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。ただし、委員長又は副委員長を除き、委員が市長が機関又は団体からの推薦に基づいて招へいした者である場合は、当該機関又は団体から当該委員以外の者が出席することにより当該委員の代理をすることができる。
- 3 会議の議事は、会議に出席した委員（前項の規定により委員の代理として出席した者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 市長は、会議において必要があると認めるときは、関係行政機関等の職員又は市長が必要と認める者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開を原則とする。ただし、会議に出席した委員の3分の2以上が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第8条 会議を円滑に運営し、専門的事項を検討させるために、会議が別に定めるところにより、専門部会を開催する。

- 2 専門部会は、委員及び市長が指定し招へいする専門委員で構成する。

3 専門部会は、平成27年6月30日までの間に開催する。

4 前3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、前3条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第9条 会議及び専門部会の事務局は、倉吉市企画振興部総合政策課が担当する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議又は専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長又は部会長がそれぞれ会議又は専門部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年6月30日限り、その効力を失う。